別表第1 (第2条関係)

補助対象設備等の種類	要件
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けているもの。 太陽電池による発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力を電力会社へ送電できるように連系されていること。 太陽電池の公称最大出力が10kw未満であるもの。
家庭用燃料電池コージェネ レーションシステム (通称「エネファーム」)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているものであること。
定置用リチウムイオン 蓄電システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業」補助金対象機器として指定されたものであること。
V 2 H (電気自動車充放電設備)	一般社団法人次世代自動車振興センター (NeV)のV2H充放電設備に係る補助事業における補助対象機器として指定されたものであること。 太陽光発電設備を設置した住宅と接続していること。なお、接続する太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
EV・PHEV (電気自動車・プラグインハ イブリッド車)	一般社団法人次世代自動車振興センター (NeV)の電気自動車に係る補助事業における補助対象機器として指定されたものであること。 自動車検査証の使用の本拠の位置が、三郷市内の住所であること。 住宅への給電機能及び住宅からの充電機能を備えていること。

別表第2(第2条関係)

補助対象設備等の種類	補助金額
太陽光発電システム	太陽電池の公称最大出力(kw表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)に、既存住宅の場合2万5千円を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。新築住宅の場合、1万円を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
家庭用燃料電池コージェネ レーションシステム (通称「エネファーム」)	4万円
定置用リチウムイオン 蓄電システム	5 万円
V 2 H (電気自動車充放電設備)	5 万円
EV・PHEV (電気自動車・プラグインハ イブリッド車)	5万円

※備考

- 1 補助対象設備等は、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- 2 補助対象設備等は、未使用品(中古品は除く)であること。
- 3 リース契約又はレンタル契約によるものではないこと。
- 4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。